

心の花

編輯主幹 佐々木信綱

第十一卷第十一(十一月一日發行)

- 契沖の家系 上田文學博士
 - 陣中手東 森 鷗 外
 - 桂園一枝抄註 井上 通 泰
 - 三輪川 横井文學博士
 - 香川景樹の自信力と其歌に於ける慣用的習解法 彌富 濱 雄
 - 喜劇あねいもと 大塚楠緒子
 - 松島遊二律 吉 野 甫
 - 夕やみ 須磨野浦子
 - 奉天より 長 文 學 士
 - 獨詩二篇 在 獨 内 山 不 鳴
 - 染井墓地 清 湖
 - 秋のおとづれ 山田ふさ子
 - 竹柏園歌話 佐々木信綱
 - 秋の夜 石 樽 千 亦
 - 女歌人歌集講義 殘 月
- △每號和歌課題競点あり△投書を歓迎す
 △定價一冊郵税共拾參錢△半年七拾五錢
 △日本橋區本石町一ノ一

竹柏會出版部

歌集思ひ草

思ひ草は文科大学講師佐々木信綱氏か十數年來苦心の作をあつめし歌集にして清新の想と雅馴の調と氏の特色を發揮せる歌集なり

正價郵税共金五拾貳錢

東京神田區小川町竹柏會

みよや
みよ

理屈は云はないで實用ばかり
やさしい文章でおもしろいかきかた
子供の育て方には一心ふらん
質問は遠慮なし返事は親切でわかるまで

保育の實際は眞にこの雑誌のみ

第六號

行發日一月一十

明治の家庭

毎月一回一日發行
一册前金六錢
六册郵稅共三十三錢
一ヶ年六十錢

- ねんねしたね……………口 繪
- 天長節の子供の歌……………紅 童
- 子供の土産ものにつき……………三重雲川子
- 子供の質問に答へ方……………白 虹
- 疳癪を直した青年の話……………梓 柳 子
- 食物が消化する時間……………醫科大學白水生
- これぞ眞の家庭の音楽會……………
- 小兒に流行する飛び火病につき……………トクトル青木大勇
- みにくい嫁をとつた主人の自白……………支洋の父
- 第二回お伽噺懸賞募集……………賞金五圓
- 家事のいろ／＼(質問面白し)……………青 亭
- 土曜の夜の田舎の家庭……………
- 子供の育て方……………
- 朝早く起きる兒……………ひきつけの多い兒
- 虚弱の子の食物……………吐く乳につき
- 虫切りにつき……………家庭法との連絡法
- 煮豆の四色……………松本常次郎
- 實用しみぬき法……………澁浦 潭
- 自治心を養ふお伽噺……………法料大隈安城子
- 學校辨當の説明……………嘉悦 孝子
- 松茸の新材料……………石井泰次郎

後付の二

發行所 東京市本區橋本 發賣所 東京市本區石町三
 明治の家庭 寶文館
 東京市本區橋本 發行所 東京市本區石町三

每月教授界

(日一月一十號十第卷三第) (行發日一回一月每)

●錢參拾券郵本見 ● 増割一手切錢一用代券郵 ● 錢壹稅郵 ● 錢參拾分月ヶ一 ● } 價定
● 共稅郵上以 ● 錢貳拾四分月ヶ三 ● 錢拾八分月ヶ六 ● 錢拾五圓壹分月ヶ貳拾 ● }

本會は其目的に據つて空理空論を避け實際的應用的奏功的主義として立ち「教授界」は即ち其の機關雜誌にして口繪には每號各府縣の重要物産精圖の極彩色標本代用を續載し内容は論說、教授及訓練、教案、實業科、學校及家庭、體育及音樂、實驗研究、文苑、學術、雜錄等の諸欄に分れ、教授訓練、教案、

研成會規則 (摘要)

一、本會の目的は主として小學教育の實際を研究し、以て之か改善を謀り、併せて教育者に研究の資料を供するに在り。
一、本會は前項の目的を達せんが爲め、毎月一回機關雜誌「教授界」を發行し、又講師を聘して、實地授業會を開き、學術其他の講習會を開くものとす。
一、本會の目的を達成するものは、何人と雖も會員たることを得、但都合に依り、毎月に分納せらるるも、差支なし。
一、會員は會費として、一ヶ月金二圓五十錢を前納するものとす。
一、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、

一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、
一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、
一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、

一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、
一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、
一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、

一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、
一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、
一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、

一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、
一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、
一、會員は、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、東京市内の會員に限り、毎月に分納せらるるも、差支なし。此場合に、

堪任法出體育來如也、神聖の教育者を以て立ち國民を養成するの重任を

會 成 研 町見士富區町麴市京東 地番拾目丁六 所 行 發

每 一 日 行 發

明治の婦人

定 一 部 價 錢

發 行 所 東 京 麴 町 區 下 二 番 七 一 番 地 明 治 婦 人 社

明治の婦人社の趣旨

- 一、明治の婦人社同人は、其實用的才能に加ふるに、穩健なる美的修養を以てするもの、これ即ち現代が要求する婦人の資格なりと信す。
- 一、『明治の婦人』は、此の要求に應じて現代に處せむとする婦人の好伴侶たらしむ事を期す。

明治の婦人社友規則

- 一、本社之趣旨を賛成する婦人をもつて社友とす。
- 二、社友には本社發行の明治の婦人を配付し且つその投稿を歓迎す。
- 三、本社は時宜により公開講演會もしくは社友懇話會をひらく。
- 四、社友は社費として一ヶ月金八錢の割をもつて、三ヶ月分以上を分納するものとす。

「明治の婦人」要目(十一月三月初號發行)

- 一、家庭一家の主婦として必要なる家事衛生、家事整理、育兒の法、兒童の心理等を容易に丁寧に説明して且つ各種の料理法等を掲ぐ。
- 二、詞藻美文、新体詩、短歌、俳句等を掲げ、小説は極めて純潔なるものを選ぶ。
- 三、論說教育及家庭、其他婦人に有益なる諸種の評論を掲げ、かて時事の出來事を評論し徒に空理空論にはせず。
- 四、雜報時々注意すべき社會の真相、古今の名ある婦人の傳、其他百般の事項を本欄に收む特に趣味津津たるべし。

執 筆 者

- 水谷直孝 村上武三 岸邊福雄
- 嘉悦孝子 谷上紀三 山根正次
- 羽仁もと孝子 田川家春 立風郎君
- 宮田君 桑田家春 立風郎君
- 津川家春 立風郎君
- 柏木八千代君

